

第 3 回葛城市入札監視委員会定例会議議事概要

(定例会議)

開催日時	令和 5 年 2 月 3 日 (金) 午前 9 時 0 0 分～午前 1 1 時 0 2 分	
開催場所	葛城市役所 新庄庁舎 4 階 4 0 1 会議室	
出席委員	(委員長) 竹橋正明、(抽出委員) 奥田幸司、村井愛	
審議対象期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 3 0 日	
抽出事案	総件数 5 件 (全 299 件)	議題①葛城市の入札契約制度の概要について ②指名停止等の運用状況について ③再苦情処理について ④入札契約方式別の発注状況について ⑤抽出事案の審議について
一般競争入札	1 件 (全 1 4 件)	
指名競争入札	2 件 (全 1 3 8 件)	
随意契約	2 件 (全 1 4 7 件)	
委員からの意見・質問とそれに対する回答	意見・質問	回答
	今回の入札契約方式別の発注状況について、前回 8 月に実施した第 2 回と比べると件数が多いですが、上半期の方が多くなるのですか。	はい。年度を通じての事業や工期の長い工事を発注するため、上半期の入札件数は多くなります。
	前回よりも、一般競争入札の件数が増えている理由は。	以前は一般競争入札は時間がかかる等の理由から指名競争入札を選択することがほとんどでしたが、指名競争入札での入札不調が続いたことや、指名競争入札では発注者の恣意性を排除し切れないこともあり、一般競争入札を増やしていこうという議論をしています。

<p><b>【一般競争入札】</b>  <b>1. 旧當麻庁舎除却工事【庁舎機能再編推進室】</b></p>	
<p>抽出理由：設計金額の高い工事を2件受注した同一業者の落札率がいずれも同じであるため。</p>	
<p>当該工事と同日に開札された別工事を同一業者が同じ落札率で落札しているが、偶然落札率が同じだったのですか。</p>	<p>そうです。2件の工事はいずれも最低制限価格を設定しており、くじにより落札者を決定しました。また、参加業者数と辞退業者数が違いますので必然的に同じ業者になることはありません。</p> <p>落札率が同じであるのは、いずれの工事も最低制限価格が予定価格の90%に設定されており、最低制限価格で落札されたためです。</p>
<p>くじの決定方法はどのようにするのですか。</p>	<p>「郵便書留お問い合わせ番号」(11桁)の下4桁の小さいものから順に「抽選番号」(0,1,2・・・)を付与します。その後、同価格の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計を同価格入札者の数で除算し余りを算出します。そして、計算結果による余りと一致した「抽選番号」を最上位とします。最後に、最上位の「抽選番号」に1を足した数字に相当する「抽選番号」の入札参加者を第2順位としていく方法で決定しています。</p>
<p><b>【指名競争入札】</b>  <b>2. 葛城市スポーツセンタープール運営業務委託【体育振興課】</b></p>	
<p>抽出理由：落札率が極端に高いため。</p>	
<p>指名業者の選定理由として、前年度請負業者を選定したとあるが前年度はどこ事業者ですか。</p>	<p>今回の落札者です。</p>
<p>開札録に「無効」という結果の事業者がいるが、理由は何ですか。</p>	<p>予定価格金額を超過した金額で応札したため「無効」となります。</p>
<p>今回はどのような選定基準で指名したのですか。事業者の種別はありますか。</p>	<p>入札参加資格の登録の中でプールの監視業務を含む建物管理業務を希望する業者を指名しています。</p>

指名競争入札での契約方式にした理由は何ですか。	これまでは指名選定基準で、1億円未満の案件は指名競争入札を実施することとしてきたが、指名競争入札では競争性に疑問が生じる恐れもあるため、今後は一般競争入札を広く実施したいと考えています。
<b>【指名競争入札】</b> <b>3. 第4-402号 新町・柳原線道路改良工事(2工区)【建設課】</b>	
抽出理由：予定価格が高額であるが指名競争入札の契約方式となっているため	
なぜ、指名競争入札での契約方式での発注にしたのですか。	葛城市建設工事指名入札参加基準において、予定価格が2,300万円以上1億円未満の建設工事については指名競争入札が可能となるため指名競争入札により実施しました。
指名業者を選定した理由及び経緯のところで、市外土木工事施工実績業者とありますが、どういう意味ですか。	奈良県内での業者で過去に葛城市で本案件と同種工事の実績がある業者です。
別の工事では予定価格が2,300万円以上1億円未満の建設工事で、一般競争入札を実施しているのは何故ですか。	その案件は、昨年度同種工事で2回指名競争を実施し不調だったため一般競争入札を実施したという経緯があり、今回は当初から一般競争入札を実施しました。
<b>【随意契約】</b> <b>4. 葛城市クーポン券発行等業務委託【商工観光プロモーション課】</b>	
抽出理由：予定価格、落札率が高く、業者選定手続きの妥当性の確認のため	
事業内容について、クーポン券を配布するだけの業務に思えるが他に関連業務はありますか。	はい。クーポン券作成業務及び郵送業務があり、換金業務も含まれています。また、問い合わせ対応のためにコールセンターの開設も行っています。
地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定の内容は何ですか。	品質、規格等を同じくするもので、前回契約して日が浅く、かつ価格に変動がないために競争入札に付すことが不利と認められるときです。

今回の業務はコロナ対策事業を実施した実績のある業者との随意契約とのことですが、以前の契約方式は何ですか。	公募型プロポーザルです。
契約金額が約 9,000 万円であれば、委託契約では高額になるため、もっと多くの事業者の参加機会を増やすためにプロポーザルでの契約方式にすべきではないか。	契約金額の総額は約 9,000 万円ですがほとんどクーポンの換金に係る費用であり、実質の委託業務に係る金額は約 790 万円となります。
見積書の内訳を教えてください。	クーポンの郵送料金、クーポンの換金に係る額、及び委託に係る費用となります。
予定価格の積算のために見積書を提出した業者はどこですか。	当該案件の契約者です。
<b>【随意契約】</b>	
<b>5. 産業用地創出基本計画策定事業業務委託</b>	
<b>【商工観光プロモーション課】</b>	
抽出理由：請負率が極端に低いため	
プロポーザルに参加された業者にどのような審査をしましたか。	2 者の事業者が参加しており、一次審査は書類選考、二次審査はプレゼンテーションを行いました。
一次審査の評価内容は何ですか。	事業者の過去の業務実績と見積金額で採点を行いました。
見積金額をどのように評価しているんですか。	見積金額を点数化しています。金額の割合に応じて点数を付与しています。
今回の案件は最低制限価格は設定していないのですか。	設定していません。
一次審査の評価が反映されすぎると二次審査の意味が薄れてきませんか。	一次審査で見積金額や事業実績に対する評価を行うことも必要であると思いますが、一次審査の評価と二次審査の評価の比重を適正に定めていきたいと思っています。
具体的にどの部分が安くなりましたか。	現況把握と課題整理に係る業務があり、対象地域の現状を調査整理する部分です。今回の受託者は、以前同地域での調査を受託した実績がありましたので大幅に金額が下がっています。

<p>委員会意見の内容</p>	<p>【一般競争入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より多くの案件で一般競争入札を実施してください。</li> <li>・ 参加要件を適正に定めてください。</li> <li>・ 契約方式の基準を曖昧にせず、確立させてください。</li> </ul> <p>【指名競争入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選定基準を明確にしてください。</li> </ul> <p>【随意契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独随意契約ではなく、プロポーザルの機会を増加させることにより、多くの事業者が参加出来るようにしてほしいと思います。</li> <li>・ プロポーザルでは各審査評価の比重設定を適切にするよう検討してほしいです。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の抽出委員に村井委員を選出した。</li> <li>・ 次回の定例会議の開催は、令和5年7月頃の予定とする。</li> </ul>